

## 平成30年度社会福祉法人指導監査の実施結果の概要

### 1 社会福祉法人に対する指導監査の実施状況

(1) 実施時期 平成30年9月から平成30年12月まで実施

(2) 一般監査（実地監査） 下記のとおり

区分	法人数	実施数	実施率 (%)	文書指摘 法人数	文書指摘 率(%)	文書指摘 件数	平均件数
一般法人 (社会福祉協議会を含む)	11	4	36.4	4	100.0	15	3.8件/法人
保育所のみ法人	17	5	29.4	5	100.0	16	3.2件/法人
合計	28	9	32.1	9	100.0	31	3.4件/法人

(3) 特別監査 実施なし

(4) 指導監査の実施体制

「益田市社会福祉法人指導監査実施要綱」の定めるところにより指導監査課が実施した。

(5) 指導監査における留意事項（実施方針）

社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化等が求められ、これらに適切に対応する必要がある、平成30年度は、これらを中核に据えた上で、従前からの一般監査において特に指摘事項の多かった項目、他で見られた特別監査及び監査を実施するに至った不祥事案の発生原因を、重点指導項目として設定した。

(1) 組織運営関係

- ① 定款及び諸規定の整備
- ② 適正な評議員・役員等の選任手続及び適正な理事会・評議員会運営の確保
- ③ 監事監査機能の強化

(2) 管理関係

- ① 経理規程に則した適正な会計処理
- ② 適切な資産管理
- ③ 情報公開の推進（義務付けられた情報の公開）

(6) 指導監査結果の概要

① 一般監査

- ・法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
- ・各法人及び施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、確認のため挙証資料による改善状況の確認を実施した。
- ・期限までに改善できない事項については、改善計画等を提出させ、事後指導により、改善の徹底を図った。

## (7) 平成30年度の主な指摘事項

## ① 指摘事項の件数

指摘事項		指摘件数
組織 運 営	定款等の整備（定款、諸規定、登記等）	2
	適正な評議員及び役員等の選任手続き及び理事会・評議員会運営の確保、役員等の状況	9
	監事監査機能の強化	
	定款、計算書類等の据え置き、情報の公表	2
	議事録の正確な記録	1
	その他（費用弁償、報酬等）	2
小 計		16
事 業	事業一般	-
	社会福祉事業の実施状況	-
	公益事業の実施状況	-
	収益事業の実施状況	-
	小 計	0
管 理	経理規程に則した適正な会計処理	8
	適切な資産管理	-
	情報公開の推進	-
	契約等に関する手順	7
	小 計	15
その他		-
合 計		31

※指摘件数は文書指摘を行った件数です。

## ② 平成30年度の主な指摘事項

## 【組織運営関係】

- ・国から発出された定款例に基づき定款の見直しを行うこと。
- ・評議員会、理事会を法令、定款及び運営規定に沿って開催すること。（招集通知）
- ・役員選任の手続きに不備があった。（決議、適格事項の把握、監事の同意）
- ・議事録署名人の記名押印に不備があった。
- ・役員報酬規程を実態に沿った内容に改正すること。
- ・報酬と費用弁償を区分けすること。
- ・定款等インターネットで公表が必要なものを公表すること。

## 【事業関係】なし

**【管理関係】**

- 経理規程を法改正の内容に沿ったものにする事、経理規程に基づいた取り扱いを行うこと。（小口現金の管理等）
- 内部監査を実施すること。
- 自動更新契約をしているものであっても自動更新を受ける前には契約の理由を付した伺い文書を作成して決裁を受けること。
- 契約に関しては伺書を作成し、複数からの見積もりを徴することが必要な場合は徴すること。